

< 参 考 資 料 >

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	狂犬病予防に関する業務			
主管部課名	杉並保健所生活衛生課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和6年12月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	現在、狂犬病予防に関するお知らせの発送業務は、封筒印刷・通知文印刷・封入封緘業務を委託し、個人情報に関わる宛名の印刷・発送については職員が行っている。 この業務について、効率化を図るため、区の畜犬登録データを基に、飼い主へのお知らせを印刷・封入封緘・発送する全ての作業を一貫して外部委託を行う。 【外部委託】 ・区の畜犬登録のデータを基に、飼い主へのお知らせを印刷・封入封緘・発送する外部委託を行う。 規模: 約17,000件 効果: 削減時間 146時間(担当者約2名) 概算内訳 動物病院一覧印刷及び三つ折り作業(8時間) お知らせ印刷作業(24時間) 封入作業(96時間) 引き抜き作業(6時間) 発送 郵便局3局持ち込み(12時間)			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託記録票

		部課名	杉並保健所生活衛生課		整理番号		
業務の名称		狂犬病予防			記録年月日	令和6年12月1日	
					に関する業務		
報告年月日		令和6年11月13日		報告第69号	確認年月日		
委託先		民間事業者			業務委託期間	単年度 ☐ 継続	
委託の内容	通知等の印刷、封入封緘、発送			委託の条件	☐	個人情報の適切な管理	
					☐	秘密の保持	
					☐	再委託の禁止	
					☐	目的外使用の禁止	
					☐	第三者への提供の禁止	
					☐	複写及び複製の禁止	
					☐	提供資料の返還義務	
					☐	立入調査の実施	
					☐	事故発生時の報告義務	
☐	条例遵守						
委託に係る個人情報の項目		1氏名 2住所 3飼犬の状況 4鑑札番号 5マイクロチップ識別番号					
委託先との授受の方法		閲覧 文書 ☐ 磁気媒体 その他()					

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	狂犬病予防に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付並びに狂犬病発生の予防のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	通知等の印刷、封入封緘、発送
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	通知の印刷に必要な情報のため
2	住所	○				☑	通知の印刷に必要な情報のため
3	飼い犬の状況	○				☑	通知の印刷に必要な情報のため
4	鑑札番号	○				☑	通知の印刷に必要な情報のため
5	マイクロチップ識別番号	○				☑	通知の印刷に必要な情報のため
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	狂犬病予防に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付並びに狂犬病発生の予防のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	書面での確認を基本とし、必要があると認める場合に立ち入り調査を実施する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	データの授受はUSBの窓口での受け渡しにて行い、該当のデータにはパスワードをかける。USB受け渡し後にパスワードは別途メール等で伝える。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	住民基本台帳管理に関する業務			
主管部課名	区民生活部区民課			
該当	点検事項	新規・変更	実施年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和6年12月2日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
○	外部提供	新規	令和6年12月2日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和6年12月2日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
案件の概要	現在マイナンバーカードの申請から住民へカードが届くまで1～2ヵ月程度期間を要している中、乳児(満1歳未満)、紛失等による再交付、本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に個人番号カード特急発行(以下「特急発行」という。)の仕組みを創設し、原則1週間以内(最短5日)に地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)がカードを直接送付して交付可能となる改正政令(政令第285号)等が令和6年9月13日付けで公布された。 これに伴い、対象者が特急発行を申し出た場合、市区町村において、交付申請者の本人確認をするとともに、交付申請者の顔写真のスキャン又は顔写真撮影を行って作成した顔写真データ及び交付申請者の情報を特急発行専用オンラインシステムへ入力し、J-LISにおいて、交付前設定・交付処理及びカードの送付を行うこととなった。 ついては、特急発行専用オンラインシステムへ交付申請者の情報を入力することから、J-LISへ個人番号カード交付申請に必要な個人情報の提供を行うこととする。 また、特急発行申請に伴う乳児の本人確認のため、出生届等の情報を確認する必要があるため、戸籍に関する業務から氏名等の情報を目的外利用する。 【目的外利用】 「戸籍に関する業務」から「氏名」等5項目の個人情報を目的外利用する。 【外部提供】 J-LISに対する提供項目について、「申請書ID」等の9項目を追加する。 【外部結合】 J-LISとの間で提供する項目について、「申請書ID」等の9項目を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

目的外利用記録票

		部課名	区民生活部区民課	整理番号	
被目的外利用業務の名称		戸籍	記録年月日	令和6年12月2日	
		に関する業務			
目的外 利用を した	部課名	区民生活部区民課			
	業務の名称	住民基本台帳管理			
	理由	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため			
目的 外利 用の 根拠	○ 本人同意 本人同意以外				
	本人同意以外の根拠				
目的外利用の方法		閲覧	○ 文書	電算	その他（ ）
目的 外利 用し た 個 人 情 報 の 項 目	1 氏名	16			
	2 住所	17			
	3 性別	18			
	4 生年月日	19			
	5 続柄	20			
	6	21			
	7	22			
	8	23			
	9	24			
	10	25			
	11	26			
	12	27			
	13	28			
	14	29			
	15	30			
備考					

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	住民基本台帳に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	戸籍に関する業務		
	部課名	区民生活部区民課		
	目的外利用を行う理由	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 出生届出書類の一部個人情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため	11		☐
2	住所	☑ 出生届出書類の一部個人情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため	12		☐
3	性別	☑ 出生届出書類の一部個人情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため	13		☐
4	生年月日	☑ 出生届出書類の一部個人情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため	14		☐
5	続柄	☑ 出生届出書類の一部個人情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	住民基本台帳事務に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ④【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号 根拠 【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 「個人番号カード交付等に関する事務処理要領 第4-3-(6)一(B)一ア」のとおり出生と同時での特急発行の申請の場合、出生届及び出生届出済証明書等で本人確認するように記載されている。
☑	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除する。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部提供記録票

		部課名	区民生活部区民課		整理番号		
業務の名称		住民基本台帳管理		記録年月日	令和6年12月 2日		
				に関する業務			
外部提供の相手方		地方公共団体情報システム機構(J-LIS)					
外部提供の相手方の利用目的		個人番号カードの作成 個人番号カードの交付前設定及び交付					
外部提供の根拠	○ 本人同意 本人同意以外						
	根拠法令	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2第3項、17条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第1項、第2項、第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第36条					
外部提供の方法		閲覧 文書 磁気媒体 ○その他(特急発行専用オンラインシステム)					
外部提供をした個人情報の項目	1	申請書ID	16				
	2	申請受付日	17				
	3	氏名	18				
	4	生年月日	19				
	5	申請事由	20				
	6	点字有無	21				
	7	マイナンバーカード市区町村送付希望有無	22				
	8	顔写真	23				
	9	電子証明書の発行希望の有無	24				
	10		25				
	11		26				
	12		27				
	13		28				
	14		29				
	15		30				
備考							

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	住民基本台帳に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	行政機関
	外部提供先(詳細)	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
	外部提供の方法	その他
	方法(詳細)	インターネット回線

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	申請書ID	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	11		
2	申請書受付日	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	12		
3	氏名	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	13		
4	生年月日	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	14		
5	申請事由	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	15		
6	点字有無	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	16		
7	マイナンバー カード市区町村 送付希望有無	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	17		
8	顔写真	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	18		
9	電子証明書の発行希望の有無	個人番号カードの交付等に関する事務処理 ☑要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	19		
10		☐	20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	住民基本台帳事務に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☒ ① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠	根拠をブルダウンから選択⇒	①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
	具体的内容		【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2第3項、17条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条 ・事務連絡 令和5年12月27日「マイナンバーカードの特急発行において想定される申請フローについて」に基づき、交付申請者の情報及び顔写真データの特急発行専用オンラインシステムへ入力し、J-LISにより住民宅へカードの送付を行う運用になるため。
無 ② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無 ③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無 ④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☒ ⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無 ⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無 ⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉			
無 ⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉			

外 部 結 合 記 録 票

部 課 名	区民生活部区民課	整 理 番 号	
業務の名称	住民基本台帳管理	記録年月日	令和6年12月2日
に関する業務			
外部結合の相手方	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）		
外部結合の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条		
外部結合の方法	インターネット回線		
外部結合によって収集・提供される個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 申請書ID	1	
	2 申請受付日	2	
	3 氏名	3	
	4 生年月日	4	
	5 申請事由	5	
	6 点字有無	6	
	7 マイナンバーカード市区町村送付希望有無	7	
	8 顔写真	8	
	9 電子証明書の発行希望の有無	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
	15	15	
	16	16	
	17	17	
	18	18	
	19	19	
	20	20	
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	住民基本台帳に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため。

システム名	特急発行専用オンラインシステム
外部結合を行う業務の内容	個人番号カード交付申請者等に対する連絡先の登録等

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒ 外部結合が必要な理由
1	申請書ID		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
2	申請書受付日		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
3	氏名		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
4	生年月日		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
5	申請事由		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
6	点字有無		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
7	マイナンバーカード市区町村送付希望有無		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
8	顔写真		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
9	電子証明書の発行希望の有無		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
10			☐

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	住民基本台帳に関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する各種行政事務処理の基礎とするため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連>	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	インターネット回線だが、URLでの検索のみ、当該システムのホームページに移行される。
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等	
③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条 ・事務連絡 令和5年12月27日「マイナンバーカードの特急発行において想定される申請フローについて」に基づき、交付申請者の情報及び顔写真データを特急発行専用オンラインシステムへ入力し、J-LISにより住民宅へカードの送付を行うため。
④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	公的個人認証サービスに関する業務			
主管部課名	区民生活部区民課			
該当	点検事項	新規・変更	実施年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和6年12月2日	電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
○	外部提供	新規	令和6年12月2日	電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和6年12月2日	電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
案件の概要	現在マイナンバーカードの申請から住民へカードが届くまで1～2ヵ月程度期間を要している中、乳児(満1歳未満)、紛失等による再交付、本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に個人番号カード特急発行(以下「特急発行」という。)の仕組みを創設し、原則1週間以内(最短5日)に地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)がカードを直接送付して交付可能となる改正政令(政令第285号)等が令和6年9月13日付けで公布された。 これに伴い、対象者が特急発行を申し出た場合、市区町村において、交付申請者の本人確認をするとともに、交付申請者の顔写真のスキャン又は顔写真撮影を行って作成した顔写真データ及び交付申請者の情報を特急発行専用オンラインシステムへ入力し、J-LISにおいて、電子証明書の発行・カード交付処理及びカードの送付を行うこととなった。 については、特急発行専用オンラインシステムへ交付申請者の情報を入力することから、J-LISへ電子証明書発行申請に必要な個人情報の提供を行うこととする。 また、特急発行申請に伴う乳児の本人確認のため、出生届等の情報を確認する必要があるため、戸籍に関する業務から氏名等の情報を目的外利用する。 【目的外利用】 「戸籍に関する業務」から「氏名」等5項目の個人情報を目的外利用する。 【外部提供】 J-LISに対する提供項目について、「申請書ID」等の9項目を追加する。 【外部結合】 J-LISとの間で提供する項目について、「申請書ID」等の9項目を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

目的外利用記録票

		部課名	区民生活部区民課	整理番号	
被目的外利用業務の名称		戸籍		記録年月日	令和6年12月2日
		に関する業務			
目的外利用をした	部課名	区民生活部区民課			
	業務の名称	公的個人認証サービス			
	理由	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行に伴う電子証明書発行申請の処理に必要なため			
		に関する業務			
目的外利用の根拠	○ 本人同意 本人同意以外				
	本人同意以外の根拠				
目的外利用の方法		閲覧	○ 文書	電算	その他（ ）
目的外利用した個人情報項目	1 氏名	16			
	2 住所	17			
	3 性別	18			
	4 生年月日	19			
	5 続柄	20			
	6	21			
	7	22			
	8	23			
	9	24			
	10	25			
	11	26			
	12	27			
	13	28			
	14	29			
	15	30			
備考					

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	電子証明書発行申請のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	戸籍に関する業務		
	部課名	区民生活部区民課		
	目的外利用を行う理由	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行に伴う電子証明書発行申請の処理に必要なため	11		
2	住所	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行に伴う電子証明書発行申請の処理に必要なため	12		
3	性別	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行に伴う電子証明書発行申請の処理に必要なため	13		
4	生年月日	出生届出書類の一部情報が個人番号カード特急発行に伴う電子証明書発行申請の処理に必要なため	14		
5	続柄	出生届出書類の一部個人情報が個人番号カード特急発行の申請処理に必要なため	15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	電子証明書発行申請のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ④【利用目的以外の目的の場合】 法第69条第2項第2号 根拠 【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 「個人番号カード交付等に関する事務処理要領 第4-3-(6)一(B)一ア」のとおり出生と同時での特急発行の申請の場合、出生届及び出生届出済証明書等で本人確認するように記載されている。
☑	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除する。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部提供記録票

		部課名	区民生活部区民課	整理番号	
業務の名称		公的個人認証サービス		記録年月日	令和6年12月 2日
				に関する業務	
外部提供の相手方		地方公共団体情報システム機構(J-LIS)			
外部提供の相手方の利用目的		電子証明書発行発行			
外部提供の根拠	○ 本人同意 本人同意以外				
	根拠法令	・電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2第3項、17条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第1項、第2項、第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第36条			
外部提供の方法		閲覧 文書 磁気媒体 ○その他(特急発行専用オンラインシステム)			
外部提供をした個人情報の項目	1	申請書ID	16		
	2	申請受付日	17		
	3	氏名	18		
	4	生年月日	19		
	5	申請事由	20		
	6	点字有無	21		
	7	マイナンバーカード市区町村送付希望有無	22		
	8	顔写真	23		
	9	電子証明書の発行希望の有無	24		
	10		25		
	11		26		
	12		27		
	13		28		
	14		29		
	15		30		
備考					

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	電子証明書発行申請のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	行政機関
	外部提供先(詳細)	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
	外部提供の方法	その他
	方法(詳細)	インターネット回線

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
No		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	申請書ID	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	11		
2	申請書受付日	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	12		
3	氏名	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	13		
4	生年月日	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	14		
5	申請事由	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	15		
6	点字有無	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	16		
7	マイナンバーカード市区町村送付希望有無	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	17		
8	顔写真	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	18		
9	電子証明書の発行希望の有無	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、申請者情報を特急発行専用システムに入力することとされているため。	19		
10			20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	電子証明書発行申請のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☒ ① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒	①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
	具体的内容		【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条 ・事務連絡 令和5年12月27日「マイナンバーカードの特急発行において想定される申請フローについて」に基づき、交付申請者の情報及び顔写真データの特急発行専用オンラインシステムへ入力し、J-LISにより住民宅へカードの送付を行う運用になるため。
☐ ② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
☐ ③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
☐ ④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☒ ⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☐ ⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
☐ ⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉			
☐ ⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉			

外 部 結 合 記 録 票

部 課 名	区民生活部区民課	整 理 番 号	
業務の名称	公的個人認証サービス	記録年月日	令和6年12月2日
外部結合の相手方	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）		
外部結合の根拠	・電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条		
外部結合の方法	インターネット回線		
外部結合によって収集・提供される個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 申請書ID	1	
	2 申請受付日	2	
	3 氏名	3	
	4 生年月日	4	
	5 申請事由	5	
	6 点字有無	6	
	7 マイナンバーカード市区町村送付希望有無	7	
	8 顔写真	8	
	9 電子証明書の発行希望の有無	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
	15	15	
	16	16	
	17	17	
	18	18	
	19	19	
	20	20	
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	電子証明書発行申請のため

システム名	特急発行専用オンラインシステム
外部結合を行う業務の内容	電子証明書発行申請に対する本人情報の入力等

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒ 外部結合が必要な理由
1	申請書ID		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
2	申請書受付日		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
3	氏名		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
4	生年月日		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
5	申請事由		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
6	点字有無		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
7	マイナンバーカード市区町村送付希望有無		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
8	顔写真		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
9	電子証明書の発行希望の有無		☒ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づいて、個人番号カードの特急発行の申請をするに当たり、住民登録地からシステムを通じてJ-LISに申請することとされているため。
10			☐

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	公的個人認証サービスに関する業務
主管部課名	区民生活部区民課
業務の根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
利用目的(全体)	電子証明書発行申請のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連>	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	インターネット回線だが、URLでの検索のみ、当該システムのホームページに移行される。
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等	
③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第36条 ・事務連絡 令和5年12月27日「マイナンバーカードの特急発行において想定される申請フローについて」に基づき、交付申請者の情報及び顔写真データを特急発行専用オンラインシステムへ入力し、J-LISにより住民宅へカードの送付を行うため。
④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	障害者自立支援給付に関する業務			
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和7年1月15日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和7年1月15日	
○	外部結合	新規	令和7年1月15日	
案件の概要	現在、区内の障害福祉サービス等の情報については、区が作成している紙媒体の案内情報にまとめているが、年1回の発行であり、情報の修正・加筆が難しく、最新の情報が届きづらい。 そこで、すでにインターネットに公開中の「在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システム」(以下「検索サイト」という。)に障害福祉分野の情報を追加することにより、最新の区内の障害福祉サービス等事業所・障害者の余暇を支援する場やサービス情報を検索可能にし、障害者本人・家族・支援者等の利便性向上を図る。 また、検索サイト内に障害福祉サービス事業者と区だけが閲覧できる関係者向けサイトを設置し、障害福祉サービスに関する情報交換やアンケート機能を用いたアンケートの送付・回答などを行い、事業者支援の一助とする。 それに伴い、検索サイトの運用保守等に係る外部委託・検索サイトへの結合のための外部結合を行い、検索サイトのデータベース管理のための電算「障害福祉サービス検索システム」を新規で設置する。 【外部委託】 検索サイトの運営保守及び検索サイトへの掲載情報の調査の外部委託を行う。 【電算入力】 「障害福祉サービス検索システム」を新たに設置し、「氏名」等7項目を記録する。 【外部結合】 SWITCH PCでインターネット回線を通じて検索サイトへ外部結合を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託記録票

		部課名 保健福祉部障害者生活支援課、障害者施策課	整理番号	
業務の名称	障害者自立支援給付		記録年月日	令和7年1月15日
			に関する業務	
報告年月日	令和6年12月20日	報告第71号	確認年月日	
委託先	民間事業者		業務委託期間	単年度 ☐ 継続
委託の内容	・障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守 ・掲載内容の調査	委託の条件	☐ 個人情報の適切な管理	
			☐ 秘密の保持	
			☐ 再委託の禁止	
			☐ 目的外使用の禁止	
			☐ 第三者への提供の禁止	
			☐ 複写及び複製の禁止	
			☐ 提供資料の返還義務	
			☐ 立入調査の実施	
			☐ 事故発生時の報告義務	
☐ 条例遵守				
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2住所 3電話番号 4FAX番号 5メールアドレス 6勤務先 7勤務の状況			
委託先との授受の方法	☐ 閲覧 文書 磁気媒体 ☐ その他(クラウドサービス、メール)			

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	障害者に介護給付、訓練等給付等の福祉サービスを提供するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 ＜第1号＞	ア	障害福祉サービス事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守
	イ	掲載内容の調査
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐			☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守及び掲載内容の調査のため
2	住所	☐	☐			☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守及び掲載内容の調査のため
3	電話番号	☐	☐			☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守及び掲載内容の調査のため
4	FAX番号	☐	☐			☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守及び掲載内容の調査のため
5	メールアドレス	☐	☐			☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守及び掲載内容の調査のため
6	勤務先	☐				☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守のため
7	勤務の状況	☐				☒	障害福祉サービス等事業者情報、余暇情報、関係者サイトの運営保守のため
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	障害者に介護給付、訓練等給付等の福祉サービスを提供するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	委託仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	書面での確認を基本とし、必要があると認める場合に立ち入り調査を実施する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受はシステム及び電子メールで行い、システムのアクセス権限は、障害者生活支援課・障害者施策課の担当職員のみを制限している。電子メールの場合はパスワードをかけるなどの措置を講じる。

電算入力記録票

		部 課 名	保健福祉部障害者生活支援課、障害者施策課		整理番号		
業務システム名		障害福祉サービス等検索システム			記録年月日	令和7年1月15日	
記 録 の 経 過	デジタル・セキュリティ部会 報告年月日	番号	記録年月日		記録・消去した項目番号		
	令和6年12月20日	71	令和7年1月15日		1～7 記録		
記 録 の 項 目	1 氏名				16		
	2 住所				17		
	3 電話番号				18		
	4 FAX番号				19		
	5 メールアドレス				20		
	6 勤務先				21		
	7 勤務の状況				22		
	8				23		
	9				24		
	10				25		
	11				26		
	12				27		
	13				28		
	14				29		
	15				30		
備考							

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	障害者に介護給付、訓練等給付等の福祉サービスを提供するため

システム名	障害福祉サービス等検索システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	障害福祉サービス等検索サイトの運営

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	11		☐
2	住所	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	12		☐
3	電話番号	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	13		☐
4	FAX番号	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	14		☐
5	メールアドレス	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	15		☐
6	勤務先	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	16		☐
7	勤務の状況	☒ 障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	障害者に介護給付、訓練等給付等の福祉サービスを提供するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	100	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	20	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	700	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う					
								☒	データの暗号化	データ通信を暗号化している					
								☒	ログの取得管理	システムの操作ログやアクセスログを取得し、定期的に確認を行う					
								☒	パスワード認証	区職員のログインに当たっては、ID及びパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	サーバにウイルス対策ソフトを導入している					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						関係所管の権限を付与された職員のみがシステムの管理画面にアクセスでき、その権限は役割毎に制限を設けている。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						システムに記録する保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付は行わない。また、定期的なサーバログ収集と解析を行い、どの端末からシステムにアクセスがあったかを調査し、特定できるようになっている。							

外部結合記録票

部 課 名	保健福祉部障害者生活支援課、障害者施策課	整 理 番 号	
業務の名称	障害者自立支援給付	記録年月日	令和7年1月15日
に関する業務			
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	障害福祉サービス検索サイトを運営するため		
外部結合の方法	インターネット回線		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1 氏名	
	2 住所	2 住所	
	3 電話番号	3 電話番号	
	4 FAX番号	4 FAX番号	
	5 メールアドレス	5 メールアドレス	
	6	6 勤務先	
	7	7 勤務の状況	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
	15	15	
備 考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	障害者に介護給付、訓練等給付等の福祉サービスを提供するため

システム名	障害福祉サービス等検索システム
外部結合を行う業務の内容	障害福祉サービス等検索サイトの運営保守

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
2	住所	住所	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
3	電話番号	電話番号	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
4	FAX番号	FAX番号	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
5	メールアドレス	メールアドレス	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
6		勤務先	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
7		勤務の状況	☒	障害福祉サービス検索サイトの運営を行うため
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、障害者生活支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	障害者に介護給付、訓練等給付等の福祉サービスを提供するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> 障害福祉サービス検索サイトの運営保守事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 障害福祉サービス検索サイトを運営するため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務			
主管部課名	総務部総務課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和7年4月1日	いじめ防止対策推進法第30条第2項
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和7年4月1日	いじめ防止対策推進法第30条第2項
○	外部提供	新規	令和7年4月1日	いじめ防止対策推進法第30条第2項
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	現在、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定されるいじめ重大事態が発生した場合、教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」において同項の規定に基づく調査を行い、調査報告書を区長へ提出することとされている。 また、調査報告書を受領した区長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会が行った調査の結果に対する調査（以下「再調査」という。）を行うことができることとされている。 そして、再調査については令和7年度より新たに区長の附属機関を設置し実施する予定であるが、再調査の可否の検討及び再調査の実施にあたり、上述の教育委員会の調査によって収集された個人情報及び区長の附属機関が独自に収集する個人情報を保有することとなるため、以下の事項について自己点検を実施する。 【個人情報の保有等】 いじめ重大事態に係る関係者の「氏名」等9項目を新たに保有する。 【目的外利用】 教育委員会の調査で収集した「氏名」等6項目を新たに目的外利用する。 【外部提供】 調査の過程で収集した「氏名」等6項目をいじめ重大事態に係る関係児童・保護者等へ外部提供する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報登録票

		部課名 総務部総務課		整理番号		
業務の名称		登録年月日		令和7年4月1日		
		いじめ重大事態に係る区長による再調査 に関する業務				
個人情報の収集目的		いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査				
対象となる個人の範囲		いじめ重大事態の当事者たる児童生徒及びその保護者並びに当該児童生徒が在籍する(した)学校の教職員その他教育機関の職員・関係する児童生徒				
個人情報の収集方法	○ 本人 ○ 本人以外					
	本人以外 収集の根拠	いじめ防止対策推進法第30条第2項				
	目的外利用	部課名		業務の名称		
		教育委員会事務局庶務課 他		教育指導に関する業務		
	記録形態		○ 文書 電算 その他			
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報	
	氏名 住所 電話番号 メールアドレス 性別			調査の内容	学校・学年 出欠状況 生活指導記録	
備考						

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務
主管部課名	総務部総務課
業務の根拠法令等	いじめ防止対策推進法第30条第2項
利用目的(全体)	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	いじめ重大事態の当事者たる児童生徒及びその保護者並びに当該児童生徒が在籍する(した)学校の教職員その他教育機関の職員・関係する児童生徒
---------------------	---

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の 取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用 目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用 目的の達成に必要な範囲を 超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、 変更前の利用目的と相当の 関連性を有すると合理的に 認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記 録を含む。)に記録された個人 情報を取得するときの利用目 的を明示する方法は何か。(法 第62条各号のいずれかに該当 する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する 根拠法令又は相当の理由は何か。〈 第6号〉
		利用目的	変更前の利用目的 との相当の関連性	利用目的を明示する 方法等	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
2	住所	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
3	電話番号	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
4	メールアドレス	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
5	性別	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
6	調査の内容	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
7	学校・学年	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
8	出欠状況	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
9	生活指導記録	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため	☐	区長によるいじめ重大事態の再調査を実施する際の保護者への調査概要の説明資料	いじめ防止対策推進法第30条第2項
10		☐	☐	☐	☐

目的外利用記録票

		部課名 教育委員会事務局庶務課、特別支援教育課、学校支援課、学校整備課、済美教育センター、就学前教育支援センター、学校	整理番号	
被目的外利用業務の名称		教育指導	記録年月日	令和7年4月1日
		に関する業務		
目的外利用をした	部課名	総務部総務課		
	業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査		
	理由	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により教育委員会が調査したいじめ重大事態の調査結果等を把握し、区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため		
		に関する業務		
目的外利用の根拠	本人同意 ☐ 本人同意以外 ☐			
	本人同意以外の根拠	いじめ防止対策推進法第30条第2項		
目的外利用の方法		☐ 閲覧 ☐ 文書 電算 その他 ()		
目的外利用した個人情報の項目	1 氏名	16		
	2 性別	17		
	3 調査の内容	18		
	4 学校・学年	19		
	5 出欠状況	20		
	6 生活指導記録	21		
	7	22		
	8	23		
	9	24		
	10	25		
	11	26		
	12	27		
	13	28		
	14	29		
	15	30		
備考				

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務
主管部課名	総務部総務課
業務の根拠法令等	いじめ防止対策推進法第30条第2項
利用目的(全体)	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	教育指導に関する業務		
	部課名	教育委員会事務局庶務課 他		
	目的外利用を行う理由	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項)	11		
2	性別	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項)	12		
3	調査の内容	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項)	13		
4	学校・学年	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項)	14		
5	出欠状況	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項)	15		
6	生活指導記録	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項)	16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務
主管部課名	総務部総務課
業務の根拠法令等	いじめ防止対策推進法第30条第2項
利用目的(全体)	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒	②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 いじめ防止対策推進法第30条第2項
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

外部提供記録票

	部課名	総務課	整理番号	
業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査		記録年月日	令和7年4月1日
外部提供の相手方	いじめ重大事態に係る関係児童・保護者等			
外部提供の相手方の利用目的	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査で判明した事実関係の確認のため			
外部提供の根拠	○ 本人同意		本人同意以外	
	本人同意以外の根拠			
外部提供の方法	○ 閲覧 ○ 文書 磁気媒体 その他（ ）			
外部提供をした個人情報項目	1 氏名	16		
	2 性別	17		
	3 調査の内容	18		
	4 学校・学年	19		
	5 出欠状況	20		
	6 生活指導記録	21		
	7	22		
	8	23		
	9	24		
	10	25		
	11	26		
	12	27		
	13	28		
	14	29		
	15	30		
備考				

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務
主管部課名	総務部総務課
業務の根拠法令等	いじめ防止対策推進法第30条第2項
利用目的(全体)	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	個人
	外部提供先(詳細)	いじめ重大事態に係る関係児童・保護者等
	外部提供の方法	閲覧 文書 方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項) ☒	11		☐
2	性別	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項) ☒	12		☐
3	調査の内容	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項) ☒	13		☐
4	学校・学年	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項) ☒	14		☐
5	出欠状況	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項) ☒	15		☐
6	生活指導記録	区長が、いじめ重大事態の再調査の必要性を判断し、及び再調査を実施するため(いじめ防止対策推進法第30条第2項) ☒	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務
主管部課名	総務部総務課
業務の根拠法令等	いじめ防止対策推進法第30条第2項
利用目的(全体)	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく区長によるいじめ重大事態の再調査のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項		具体的内容・具体的対応等
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 根拠 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 いじめ防止対策推進法第30条第2項
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を被覆し、又は教育委員会調査に準じた別の記号に置き換える措置を講じる。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項		具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務			
主管部課名	総務部人事課、各課共通			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和7年4月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和7年4月1日	
○	外部結合	新規	令和7年4月1日	
案件の概要	近年、特別区における採用試験の応募者数は減少傾向にあるにも関わらず、新規採用職員の需要数が増加しており、より効果的な採用活動が求められている。 そこで効果的な人材確保及び効率的な採用業務を行うため、新たなシステムを導入する。 現在、主に区が扱う媒体（杉並区公式HPや区の広報紙）での求人、logoフォームによる募集、Excelを利用した応募者情報管理など、各業務における使用ツールが分散しているが、本件システムは、求人情報の掲載～応募受付～応募者の情報管理まで、採用フローの大部分を行うことが可能である。 応募時に入力された個人情報は、管理機能にて自動的にリスト化され、これらの情報はCSVやPDFで出力することが可能であるため、Excelへの入力の手間を省くことができる。 さらに、従来行っていた応募者とのメールでのやりとりは、今後、メッセージ機能を活用することとし、メッセージ作成の際には変数・テンプレート機能を用いることで、作業効率を上げることが可能となる。 本件システムについては、常勤職員に限らず、会計年度任用職員の募集にも活用し、全庁的な利用を予定している。 【外部委託】 応募受付及び応募者の情報管理について、外部委託を行う。 【電算入力】 「採用業務システム」を新たに設置し、「氏名」等14項目を記録する。 【外部結合】 区のSWITCHネットワークと民間事業者が提供するクラウドサービスをインターネット回線を通じて、外部結合し、「受験番号」等2項目を提供し、「氏名」等14項目を収集する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託記録票

		部課名 総務部人事課、各課共通	整理番号	
業務の名称		職員人事・給与・福利厚生 職員		記録年月日
				令和7年4月1日
に関する業務				
報告年月日		令和7年3月3日		報告第76号
確認年月日				
委託先		民間事業者		業務委託期間
				単年度 ○ 継続
委託 の 内 容	応募受付 応募者情報の管理		委託 の 条 件	☐ 個人情報の適切な管理
				☐ 秘密の保持
				☐ 再委託の禁止
				☐ 目的外使用の禁止
				☐ 第三者への提供の禁止
				☐ 複写及び複製の禁止
				☐ 提供資料の返還義務
				☐ 立入調査の実施
				☐ 事故発生時の報告義務
				☐ 条例遵守
委託に係る個人情報の項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6学歴、7資格の状況、8職歴、9メールアドレス、10容貌、11自己PR、12希望勤務条件、13受験番号、14選考の状況			
委託先との授受の方法		閲覧 文書 磁気媒体 ○ その他(クラウドシステム)		

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務
主管部課名	総務部人事課、各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	職員の人事管理のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	応募受付
	イ	応募者管理
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
2	性別	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
3	生年月日	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
4	住所	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
5	電話番号	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
6	学歴	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
7	資格の状況	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
8	職歴	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
9	メールアドレス	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
10	容貌	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No	ア	イ	ウ	エ	☑
11	自己PR		○	○			
12	希望勤務条件	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
13	受験番号	○	○			☑	応募者の管理・選考実施のため
14	選考の状況		○			☑	応募者の管理・選考実施のため
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	
23						□	
24						□	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務
主管部課名	総務部人事課、各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	職員の人事管理のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑ 選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ 20	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	総務部人事課、各課共通		整理番号	
業務システム名				記録年月日	令和7年4月1日	
		採用業務システム				
記 録 の 経 過	セキュリティ部会 報告年月日	番号	記録年月日		記録・消去した項目番号	
	令和7年3月3日	7 6	令和7年4月1日		1～14記録	
記 録 の 項 目	1 氏名			21		
	2 性別			22		
	3 生年月日			23		
	4 住所			24		
	5 電話番号			25		
	6 学歴			26		
	7 資格の状況			27		
	8 職歴			28		
	9 メールアドレス			29		
	10 容貌			30		
	11 自己PR			31		
	12 希望勤務条件			32		
	13 受験番号			33		
	14 選考の状況			34		
	15			35		
	16			36		
	17			37		
	18			38		
	19			39		
	20			40		
備考						

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務
主管部課名	総務部人事課、各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	職員の人事管理のため

システム名	採用業務システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	求人・応募者管理業務

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 応募者の管理・選考実施のため	11	自己PR	☒ 応募者の管理・選考実施のため
2	性別	☒ 応募者の管理・選考実施のため	12	希望勤務条件	☒ 応募者の管理・選考実施のため
3	生年月日	☒ 応募者の管理・選考実施のため	13	受験番号	☒ 応募者の管理・選考実施のため
4	住所	☒ 応募者の管理・選考実施のため	14	選考の状況	☒ 応募者の管理・選考実施のため
5	電話番号	☒ 応募者の管理・選考実施のため	15		☐
6	学歴	☒ 応募者の管理・選考実施のため	16		☐
7	資格の状況	☒ 応募者の管理・選考実施のため	17		☐
8	職歴	☒ 応募者の管理・選考実施のため	18		☐
9	メールアドレス	☒ 応募者の管理・選考実施のため	19		☐
10	容貌	☒ 応募者の管理・選考実施のため	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務
主管部課名	総務部人事課、各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	職員の人事管理のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	300	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	60	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号エ関連>	全庁の採用担当者
☒	④	データ処理 件数 <第2号エ>	300	件	☒	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>	内部情報 系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	サービスのデータはISMAPに登録されたクラウドサービス(AWS)で国内拠点のサーバに保存し、バックアップを行っている。					
								☒	データの暗号化	通信は全て暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	区職員及び利用者(求職者)のサービス利用履歴は、ログとして記録されている。					
								☒	パスワード認証	区職員のログインは個人ID(メールアドレス)とパスワードを用いて認証。IPアドレスでアクセス元を制限可能。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理 ソフトの導入	クラウドサービスのデータセンターにおいて、高度なセキュリティ対策と統制された物理アクセスを行い、データ持ち出しリスクを減らしている。					
								☒	ウイルス対策ソフト の導入	クラウドサービスにおいて、導入済。					
								☒	無停電電源装置 (UPS)の導入	クラウドサービスにおいて、災害時に備えて導入済。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						常勤・会計年度任用職員の採用担当及びその上司に限定する。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						送付の場合は、上司へ確認、持ち出しの場合は、管理簿に記入する。							

外 部 結 合 記 録 票

部 課 名	総務部人事課、各課共通	整 理 番 号	
業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務 職員に関する業務	記録年月日	令和7年4月1日
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	応募者管理のため		
外部結合の方法	インターネット回線		
外部結合によって収集・提供される個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 受験番号	1 氏名	
	2 選考の状況	2 性別	
	3	3 生年月日	
	4	4 住所	
	5	5 電話番号	
	6	6 学歴	
	7	7 資格の状況	
	8	8 職歴	
	9	9 メールアドレス	
	10	10 容貌	
	11	11 自己PR	
	12	12 希望勤務条件	
	13	13 受験番号	
	14	14 選考の状況	
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務
主管部課名	総務部人事課、各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	職員の人事管理のため

システム名	採用業務システム
外部結合を行う業務の内容	応募者管理業務

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	受験番号	氏名	☒	応募者の管理・選考実施のため
2	選考の状況	性別	☒	応募者の管理・選考実施のため
3		生年月日	☒	応募者の管理・選考実施のため
4		住所	☒	応募者の管理・選考実施のため
5		電話番号	☒	応募者の管理・選考実施のため
6		学歴	☒	応募者の管理・選考実施のため
7		資格の状況	☒	応募者の管理・選考実施のため
8		職歴	☒	応募者の管理・選考実施のため
9		メールアドレス	☒	応募者の管理・選考実施のため
10		容貌	☒	応募者の管理・選考実施のため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11		自己PR	☒	応募者の管理・選考実施のため
12		希望勤務条件	☒	応募者の管理・選考実施のため
13		受験番号	☒	応募者の管理・選考実施のため
14		選考の状況	☒	応募者の管理・選考実施のため
15			☐	
16			☐	
17			☐	
18			☐	
19			☐	
20			☐	
21			☐	
22			☐	
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務
主管部課名	総務部人事課、各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	職員の人事管理のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	クラウドサービス提供事業者
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等	
③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】 外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 応募者管理のため。
④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要なため、措置を行わない。	
⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	生活保護に関する業務			
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和7年4月1日	生活保護法第29条
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年4月1日	生活保護法第29条
案件の概要	区では、生活保護開始時等において、要保護者の資産及び収入の状況について把握するため、生活保護法第29条に基づき、金融機関及び生命保険会社に対して要保護者の預貯金の状況について照会する事務を行っている。 現在、当該事務の実施にあたり、書面を取り扱う人的負担や郵送によるコスト及び回答までのタイムラグが課題となっている。 上記課題に対し、民間事業者が提供するクラウドサービス（預貯金照会システム）を利用することにより、電子データによる預貯金照会が可能になり、迅速かつ適正な業務の実現に繋がる。 加えて、生活保護受給者の預貯金照会が可能となれば、生活保護費返還金等の債権発生抑制及び回収率の上昇にも繋がる。 【外部委託】 金融機関等とのデータ送受信を外部委託する。 【外部結合】 LGWAN回線を通じて、民間事業者のサーバに外部結合する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託記録票

		部課名 保健福祉部杉並福祉事務所	整理番号	
業務の名称	生活保護		記録年月日	令和7年4月1日
			に関する業務	
報告年月日	令和7年3月3日	報告第77号	確認年月日	
委託先	民間事業者		業務委託期間	単年度 ☐ 継続
委託の内容	金融機関とのデータ送受信 【再委託が必要な理由】 クラウドサービスの運用・保守について、専門業者に再委託するため。	委託の条件	☐ 個人情報の適切な管理	
			☐ 秘密の保持	
			☐ 再委託の禁止	
			☐ 目的外使用の禁止	
			☐ 第三者への提供の禁止	
			☐ 複写及び複製の禁止	
			☐ 提供資料の返還義務	
			☐ 立入調査の実施	
			☐ 事故発生時の報告義務	
☐ 条例遵守				
委託に係る個人情報の項目	1、氏名 2、住所 3、生年月日 4、電話番号 5、取引情報 6、調査の内容 7、口座			
委託先との授受の方法	閲覧 文書 磁気媒体 ☐ その他(LGWAN回線)			

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第29条
利用目的(全体)	金融機関、生命保険会社に対する資産調査のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	金融機関とのデータ送信
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	クラウドサービス(預貯金照会システム)の運用保守	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
2	住所	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
3	生年月日	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
4	電話番号	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
5	取引情報	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
6	調査の内容	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
7	口座	☐				☒	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第29条
利用目的(全体)	金融機関、生命保険会社に対する資産調査のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
無	①	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
無	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	
無	③ 【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
無	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	
無	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	
無	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	
無	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	
無	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	
無	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	
無	⑪ 【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
無	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
無	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	
無	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	
無	⑯ 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無	⑱ 委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
無	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合記録票

部 課 名	保健福祉部杉並福祉事務所	整 理 番 号	
業務の名称	生活保護	記録年月日	令和7年4月1日
	に関する業務		
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	生活保護開始時等において、要保護者の預貯金の状況について、金融機関及び生命保険会社に対して照会する事務を迅速に実施するため。 【預貯金照会の根拠法令】 生活保護法第29条		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1 氏名	
	2 住所	2 住所	
	3 生年月日	3 生年月日	
	4	4 電話番号	
	5	5 取引状況	
	6	6 調査の内容	
	7 口座	7 口座	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
15	15		
備 考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第29条
利用目的(全体)	金融機関、生命保険会社に対する資産調査のため

システム名	預貯金照会システム
外部結合を行う業務の内容	生活保護開始時等において、要保護者の資産及び収入の状況について把握するため、生活保護法第29条に基づき、金融機関及び生命保険会社に対して要保護者の預貯金の状況について照会する事務。

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
2	住所	住所	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
3	生年月日	生年月日	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
4		電話番号	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
5		取引情報	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
6		調査の内容	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
7	口座	口座	☒ 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
8			☐
9			☐
10			☐

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第29条
利用目的(全体)	金融機関、生命保険会社に対する資産調査のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> LGWAN-ASP提供事業者(行政専用のネットワークであるLGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者)
☒	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 根拠 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 生活保護法第29条に基づく要保護者の預貯金の照会事務を金融機関及び生命保険会社に対して迅速に実施するため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は、預貯金照会に必要な情報であるため、当該措置は講じない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		選挙人・投票人に関する業務		
主管部課名		選挙管理委員会事務局		
該当	点検事項	新規・変更	実施年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年3月4日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年3月4日	
案件の概要	現在、区においては、以下の2つの作業を民間事業者委託している。 ①「選挙のお知らせ」（個票）を作成し、それを世帯単位に封入・封緘を行い発送。 ②投票日前々日までの投票状況を反映させた選挙人名簿（抄本）の印刷。 これまで、上記2業務に必要な情報は、磁気媒体に保存し、受託事業者の社員に直接引渡しを行っているところであるが、②の作業については、投票日前々日の期日前投票及び不在者投票事務の終了後に、データ作成作業を行い、その後、当該データを磁気媒体に格納し、委託事業者へ引き渡し、紙での印刷を委託している。その際、引き渡したデータを事業者のシステムで読み込めたかの確認が取れるまで、本庁での待機が必要となるため業務終了時刻が常に2時から3時と深夜帯におよんでいる。 これをLGWAN回線を利用して引き渡すことが可能になると、運搬時のデータ紛失等のリスク軽減、データの移動に要する時間の短縮、その後の読み込み確認等の待機時間の短縮などの効果が期待できる。 については、外部委託事業者との授受の方法に「LGWAN回線」を追加する。なお、データを渡す際必要なパスワードに関しては選挙ごとに変更し、業務終了後のデータに関しては従前どおりデータ消去及び同報告書の提出を求める。 【外部委託】 委託先との授受の方法に「その他（LGWAN回線）」を追加する。 【外部結合】 民間事業者と「LGWAN回線」を通じて、「氏名」等8項目を提供する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部委託記録票

部課名		選挙管理委員会事務局		整理番号	
業務の名称	選挙人・投票人			記録年月日	平成13年5月
				に関する業務	
諮問年月日	平成22年5月27日		諮問第7号	確認年月日	
	令和7年 3月 3日		報告第78号		
委託先	民間印刷会社			業務委託期間	単年度 ☐ 継続
委託の内容	選挙のお知らせ出力と世帯単位での封入・発送 投票所用選挙人名簿抄本の出力		委託の条件	☐	個人情報の適切な管理
				☐	秘密の保持
				☐	再委託の禁止
				☐	目的外使用の禁止
				☐	第三者への提供の禁止
				☐	複写及び複製の禁止
				☐	提供資料の返還義務
				☐	立入調査の実施
				☐	事故発生時の報告義務
				☐	条例遵守
委託に係る個人情報の項目	氏名、住所、性別、生年月日、親族等の関係、住所等異動状況、名簿登録・抹消状況、不在者投票等の状況				
委託先との授受の方法	閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ その他(LGWAN回線)				

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	選挙人・投票人に関する業務
主管部課名	選挙管理委員会事務局
業務の根拠法令等	公職選挙法施行令第28条・31条
利用目的(全体)	投票人名簿の調製及び国民投票の不在者投票の執行・管理を行うため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 ＜第1号＞	ア	「選挙のお知らせ」出力、世帯単位での封入・封緘・発送
	イ	投票所用選挙人名簿抄本の印刷
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等 に取り扱わせる 保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う 保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。＜第5号＞	
						☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1						□	
2						□	
3						□	
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	選挙人・投票人に関する業務
主管部課名	選挙管理委員会事務局
業務の根拠法令等	公職選挙法施行令第28条・31条
利用目的(全体)	投票人名簿の調製及び国民投票の不在者投票の執行・管理を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	選挙時のみ短期間の外部委託となるため、実地検査は実施しない。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、サイトにログインする際パスワードを設定し、選挙ごとにパスワードの変更を行うこととする。

外 部 結 合 記 録 票

部 課 名	選挙管理委員会事務局	整 理 番 号	
業務の名称	選挙人・投票人	記録年月日	令和7年3月4日
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	公職選挙法施行令第28条・31条に基づき、「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するファイル共有サービスを利用して行うため。		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって収集・提供される個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1	
	2 住所	2	
	3 性別	3	
	4 生年月日	4	
	5 親族等の関係	5	
	6 住所等異動状況	6	
	7 名簿登録・抹消状況	7	
	8 不在者投票等の状況	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	選挙人・投票人に関する業務
主管部課名	選挙管理委員会事務局
業務の根拠法令等	公職選挙法施行令第28条・31条
利用目的(全体)	投票人名簿の調製及び国民投票の不在者投票の執行・管理を行うため

システム名	ファイル共有サービス
外部結合を行う業務の内容	「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
2	住所		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
3	性別		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
4	生年月日		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
5	親族等の関係		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
6	住所等異動状況		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
7	名簿登録・抹消状況		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
8	不在者投票等の状況		☒ 「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・封緘・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するデータファイル共有サービスを利用して行うため。
9			☐
10			☐

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	選挙人・投票人に関する業務
主管部課名	選挙管理委員会事務局
業務の根拠法令等	公職選挙法施行令第28条・31条
利用目的(全体)	投票人名簿の調製及び国民投票の不在者投票の執行・管理を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス提供事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	その他	その他の場合の詳細<第4号関連> LGWAN回線
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】公職選挙法施行令第28条・31条に基づき、「選挙のお知らせ」出力と世帯単位での封入・発送、投票所用選挙人名簿抄本の印刷を委託するにあたり、データの受け渡しを委託先が提供するファイル共有サービスを利用して行うため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	杉並区立コミュニティふらっとの指定管理 杉並区立公園の指定管理 杉並区立図書館の指定管理			
主管部課名	区民生活部地域課 都市整備部みどり公園課 教育委員会事務局中央図書館			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
○	指定管理	新規	令和7年4月1日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	本施設は、杉並区立施設再編整備計画（第二期）・第1次実施プラン（令和4～6年度）に基づき、旧杉並第八小学校（杉八小）跡地を活用し、「杉八小で育まれた地域のコミュニティを継承し、世代を超えた地域の新たなつながりを生み出す、みどりあふれる憩い、学び、交流の拠点」という基本理念のもと、図書館、コミュニティふらっと、保育所及び防災倉庫からなる複合施設と、屋内球戯場を含む公園として整備されているものである。 このうち、図書館、コミュニティふらっと及び公園について、民間事業者が持つノウハウを活用することで、3施設の一体的管理運営による効率化を図るとともに、複合化の利点を生かした自主事業等の展開により、各施設の魅力を高め、より一層サービスを拡充させていくため、指定管理者制度による管理・運営を行う。 【指定管理】 杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園について、指定管理者に管理・運営を行わせる。 ○指定期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

整理番号	
記録年月日	

個人情報登録簿(指定管理者)

公の施設の 名称	杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
所管部課名	区民生活部地域課
指定管理者の 区分	民間事業者
指定管理者の 指定期間	令和7年4月1日～10年3月31日(3年)
公の施設の 管理の 業務の内容	集会施設の管理運営
個人情報の 取扱いに係る 管理の基準	☐ 個人情報に関する秘密保持
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止
	☐ 保有個人情報に係る業務の委託の制限
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限
	☐ 個人情報の複製等の制限
	☐ 個人情報の安全管理措置
	☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☐ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☐ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☐ 関係法令の遵守
個人情報の 授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☒ その他(電子メール、インターネット)

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目	項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名	21	受付年月日
2	住所	22	抽選結果
3	性別	23	託児氏名
4	生年月日	24	託児年齢
5	電話番号	25	続柄
6	ファックス番号	26	個人番号
7	メールアドレス	27	講師謝礼金額
8	利用者ID	28	源泉徴収額
9	利用者パスワード	29	容姿
10	利用者区分	30	口座
11	利用施設名	31	希望するサービス内容
12	利用日時	32	受付状況
13	利用目的	33	職業・勤務先
14	利用料金減免・還付事由	34	学校名・学年
15	利用料金徴収額	35	団体名・役職・地位
16	使用人数	36	学歴・経歴
17	使用備品	37	資格
18	利用停止期間	38	団体加入の有無等
19	登録団体名称・代表者名	39	参加実績
20	受付番号	40	講演等実績

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
41	音声の記録
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	

自己点検表②-1(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立コミュニティふらっとの指定管理
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	杉並区立コミュニティふらっと条例
利用目的(全体)	集会施設の管理運営

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	施設の利用受付・承認及び利用料金の徴収等に関する業務
	イ	主催事業等の実施業務
	ウ	遺失・拾得物管理に関する業務
	エ	施設の維持管理に関する業務
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	機械警備、設備保守点検(空調設備等)	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉					
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐	☐	☐	☒	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
2	住所	☐	☐	☐	☐	☒	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
3	性別		☐			☒	主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため
4	生年月日	☐	☐	☐	☐	☒	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
5	電話番号	☐	☐	☐	☐	☒	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
6	ファックス番号	☐	☐	☐	☐	☒	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
7	メールアドレス	☐	☐	☐	☐	☒	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
8	利用者ID	☐				☒	施設の利用申請を受け付けるため
9	利用者パスワード	☐				☒	施設の利用申請を受け付けるため
10	利用者区分	☐				☒	施設の利用申請を受け付けるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)		
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞		
		No		ア	イ	ウ	エ	☑
11	利用施設名	○					☑	施設の利用申請を受け付けるため
12	利用日時	○					☑	施設の利用申請を受け付けるため
13	利用目的	○					☑	施設の利用申請を受け付けるため
14	利用料金減免・ 還付事由	○					☑	利用料金の減免、還付を行うため
15	利用料金徴収額	○					☑	利用料金の収納状況を管理するため
16	使用人数	○					☑	施設の利用申請を受け付けるため
17	使用備品	○					☑	施設の利用申請を受け付けるため
18	利用停止期間	○					☑	施設の利用申請の可否を決めるため
19	登録団体名称・ 代表者名	○					☑	施設の利用申請を受け付けるため
20	受付番号	○					☑	施設の利用申請を管理するため
21	受付年月日	○					☑	施設の利用申請を管理するため
22	抽選結果	○					☑	施設の利用申請を管理するため
23	託児氏名		○				☑	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
24	託児年齢		○				☑	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)		
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞		
		No		ア	イ	ウ	エ	☑
25	続柄		○				☑	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
26	個人番号		○				☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
27	講師謝礼金額		○				☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
28	源泉徴収額		○				☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
29	容姿		○				☑	主催事業等の状況を記録するため
30	口座		○		○		☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため 委託先に契約金額を支払うため
31	希望するサービス内容		○				☑	主催事業等の実施に必要な情報を把握するため
32	受付状況		○				☑	主催事業等の申込状況を把握するため
33	職業・勤務先		○				☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため
34	学校名・学年		○				☑	主催事業等の参加者を把握するため
35	団体名・役職・地位		○		○		☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
36	学歴・経歴		○				☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため
37	資格		○		○		☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
38	団体加入の有無等		○				☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No	ア	イ	ウ	エ	☑
39	参加実績			○			
40	講演等実績		○			☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため
41	音声の記録		○			☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため
42						□	
43						□	
44						□	
45						□	
46						□	
47						□	
48						□	
49						□	
50						□	
51						□	
52						□	

自己点検表②-2(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立コミュニティふらっとの指定管理
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	杉並区立コミュニティふらっと条例
利用目的(全体)	集会施設の管理運営

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑ 選定に使用した選定基準等		
☑ ①	杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び公園の指定管理者募集要項、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
☑ ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	基本協定書に記載する。
無 ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
☑ ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無 ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取りかわせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
☑ ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBの授受、もしくはパスワードの設定を施したファイルのメール添付による送信により、委託先と授受する。

整理番号	
記録年月日	

個人情報登録簿(指定管理者)

公の施設の 名称	杉並区立すぎはち公園		
所管部課名	都市整備部みどり公園課		
指定管理者の 区分	民間事業者		
指定管理者の 指定期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日		
公の施設の 管理の 業務の内容	公園施設の管理運営		
個人情報の 取扱いに係る 管理の基準	☐	個人情報に関する秘密保持	
	☐	個人情報の目的外利用の禁止	
	☐	保有個人情報に係る業務の委託の制限	
	☐	個人情報の第三者への提供の制限	
	☐	個人情報の複製等の制限	
	☐	個人情報の安全管理措置	
	☐	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☐	個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☐	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☐	契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☐	個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☐	関係法令の遵守	
個人情報の 授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☒ その他（ 電子メール ）		

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目	項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名	21	
2	住所	22	
3	生年月日	23	
4	電話番号	24	
5	ファックス番号	25	
6	メールアドレス	26	
7	口座	27	
8	団体名・役職・地位	28	
9	資格	29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

自己点検表②-1(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立公園の指定管理
主管部課名	都市整備部みどり公園課
業務の根拠法令等	杉並区立公園条例
利用目的(全体)	公園施設の管理運営

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	物件を設けない占用の許可及び利用料金の徴収等に関する業務
	イ	遺失・取得物管理に関する業務
	ウ	施設の維持管理に関する業務
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	機械警備、設備保守点検(空調設備等)、園地の維持管理業務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉					
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
2	住所	○	○	○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
3	生年月日	○	○	○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
4	電話番号	○	○	○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
5	ファックス番号	○	○	○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
6	メールアドレス	○	○	○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
7	口座			○		☑	委託先との契約を管理するため
8	団体名・役職・地位	○		○		☑	占有申請する者の情報を管理するため 委託先との契約を管理するため
9	資格			○		☑	委託先との契約を管理するため
10						☐	

自己点検表②-2(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立公園の指定管理
主管部課名	都市整備部みどり公園課
業務の根拠法令等	杉並区立公園条例
利用目的(全体)	公園施設の管理運営

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び公園の指定管理者募集要項、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。〉〈第3号イ〉	
☑ ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	基本協定書に記載する。
無 ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
☑ ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無 ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
☑ ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBの授受、もしくはパスワードの設定を施したファイルのメール添付による送信により、委託先と授受する。

整理番号	
記録年月日	

個人情報登録簿(指定管理者)

公の施設の 名称	杉並区立高円寺図書館
所管部課名	教育委員会事務局中央図書館
指定管理者の 区分	民間事業者
指定管理者の 指定期間	令和7年4月1日～10年3月31日(3年)
公の施設の 管理の 業務の内容	図書館の管理運営
個人情報の 取扱いに係る 管理の基準	☐ 個人情報に関する秘密保持
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止
	☐ 保有個人情報に係る業務の委託の制限
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限
	☐ 個人情報の複製等の制限
	☐ 個人情報の安全管理措置
	☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☐ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☐ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☐ 関係法令の遵守
個人情報の 授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☒ その他(電子メール、インターネット)

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目	項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名	21	講師謝礼金額
2	住所	22	源泉徴収額
3	生年月日	23	容姿
4	電話番号	24	口座
5	ファックス番号	25	受付状況
6	メールアドレス	26	職業・勤務先
7	利用者ID	27	学校名・学年
8	利用者パスワード	28	団体名・役職・地位
9	利用者区分	29	学歴・経歴
10	登録団体名称・代表者名	30	資格
11	貸出図書等名	31	団体加入の有無等
12	寄贈図書名	32	参加実績
13	予約・リクエスト図書等名	33	講演等実績
14	障害者サービス利用の有無	34	音声の記録
15	レファレンスの内容	35	
16	抽選結果	36	
17	託児氏名	37	
18	託児年齢	38	
19	続柄	39	
20	個人番号	40	

自己点検表②-1(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立図書館の指定管理
主管部課名	教育委員会事務局中央図書館
業務の根拠法令等	杉並区立図書館条例
利用目的(全体)	図書館の管理運営

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	図書館の利用登録及び資料の貸出に関する業務
	イ	遺失・拾得物管理に関する業務
	ウ	図書館運営及び事業実施等に関する業務
	エ	施設の維持管理に関する業務
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	機械警備、設備保守点検(空調設備等)	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉					
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐	☐	☐	☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 遺失した物を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
2	住所	☐	☐	☐	☐	☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 遺失した物を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
3	生年月日	☐		☐	☐	☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
4	電話番号	☐	☐	☐	☐	☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 遺失した物を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
5	ファックス番号			☐	☐	☒	団体貸出等登録団体等を管理するため 主催事業等の参加者(講師を含む)を管理するため
6	メールアドレス	☐		☐	☐	☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
7	利用者ID	☐	☐	☐		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 遺失した物を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
8	利用者パスワード	☐		☐		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため
9	利用者区分	☐		☐		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
10	登録団体名称・代表者名	☐		☐		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No		ア	イ	ウ	エ
11	貸出図書等名	○		○		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
12	寄贈図書名	○		○		☒	図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
13	予約・リクエスト 図書等名	○		○		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
14	障害者サービス 利用の有無	○		○		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
15	レファレンス の内容	○		○		☒	図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
16	抽選結果			○		☒	主催事業等の状況を把握するため
17	託児氏名			○		☒	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
18	託児年齢			○		☒	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
19	続柄			○		☒	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
20	個人番号			○		☒	主催事業の講師を務める者等に謝礼を払うため
21	講師等謝礼金 額			○		☒	主催事業の講師を務める者等に謝礼を払うため
22	源泉徴収額			○		☒	主催事業の講師を務める者等に謝礼を払うため
23	容姿			○		☒	主催事業等の状況を把握するため
24	口座			○	○	☒	主催事業の講師を務める者等に謝礼を払うため 委託先に契約金額を支払うため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No		ア	イ	ウ	エ
25	受付状況			○		☒	主催事業等の状況を把握するため
26	職業・勤務先			○		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
27	学校名・学年			○		☒	図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため 主催事業等の状況を把握するため
28	団体名・役職・ 地位	○		○		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
29	学歴・経歴			○		☒	図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
30	資格			○	○	☒	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 図書館運営、事業実施及び施設管理に係る情報を管理するため
31	団体加入の有 無等			○		☒	図書館の利用登録及び資料の貸出に関連する情報を管理するため 図書館資料の貸出、利用の登録及び事業の実施に関する業務
32	参加実績			○		☒	主催事業等の状況を把握するため
33	講演等実績			○		☒	主催事業等の状況を把握するため
34	音声の記録			○		☒	主催事業等の状況を把握するため
35						☐	
36						☐	
37						☐	
38						☐	

自己点検表②-2(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立図書館の指定管理
主管部課名	教育委員会事務局中央図書館
業務の根拠法令等	杉並区立図書館条例
利用目的(全体)	図書館の管理運営

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び公園の指定管理者募集要項、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	
☑ ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	基本協定書に記載する。
無 ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
☑ ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無 ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
☑ ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBの授受、もしくはパスワードの設定を施したファイルのメール添付による送信により、委託先と授受する。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	被災者生活再建支援に関する業務			
主管部課名	区民生活部地域課、危機管理室防災課、保健福祉部管理課、総務部政相談課、教育委員会事務局庶務課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年4月1日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	大規模火災が発生した際、消防吏員による被害調査にあたって、被災者の氏名や建物の構造等に関する情報が必要である。しかし、大規模火災時は、住民の避難状況及び通信障害等により建物関係者と連絡が取れず、消防吏員による直接の聴取が困難となることが想定されるとして、東京消防庁から区が保有するそれらの情報提供などに関する協定を締結するよう求められている。 また、大規模火災は災害対策基本法第2条で定義されている「災害」として扱われ、当該火災に係るり災証明書は同法第90条の2により市(区)町村長が発行することとなるが、り災証明書の発行にあたって前提となる火災被害の調査を消防吏員以外が行うことは不可能であるため、申請があった際は消防吏員が行った被害調査結果に基づいて区が火災に係るり災証明書を発行する。 【外部提供】 火災に係る被害状況調査を円滑に実施するため、杉並消防署及び荻窪消防署に「氏名」等5項目を提供する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部提供記録票

		部課名	区民生活部地域課、危機管理室防災課、総務部区政相談課、保健福祉部管理課、教育委員会事務局庶務課	整理番号	
業務の名称		被災者生活再建支援		記録年月日	令和7年4月1日
外部提供の相手方		消防署			
外部提供の相手方の利用目的		火災に係る被害状況の調査のため			
外部提供の根拠	☒ 本人同意 ☐ 本人同意以外				
	本人同意以外の根拠	火災に係る被害状況の調査のため			
外部提供の方法		☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ その他（メール）			
外部提供をした個人情報の項目	1 氏名		16		
	2 住所		17		
	3 性別		18		
	4 生年月日		19		
	5 建物の状況		20		
	6		21		
	7		22		
	8		23		
	9		24		
	10		25		
	11		26		
	12		27		
	13		28		
	14		29		
	15		30		
備考					

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	被災者生活再建支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課、危機管理室防災課、保健福祉部管理課、総務部政相談課、教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	災害対策基本法第90条の2及び3
利用目的(全体)	災害(大規模・小規模)により被災した方に対する、り災証明書交付及び各種生活再建支援を的確に実施するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	行政機関
	外部提供先(詳細)	杉並消防署、荻窪消防署
	外部提供の方法	文書 磁気媒体 その他 方法(詳細) 外部記録媒体、メール

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 消防署による火災被害状況調査の円滑な遂行のため	11		
2	住所	☑ 消防署による火災被害状況調査の円滑な遂行のため	12		
3	性別	☑ 消防署による火災被害状況調査の円滑な遂行のため	13		
4	生年月日	☑ 消防署による火災被害状況調査の円滑な遂行のため	14		
5	建物の状況	☑ 消防署による火災被害状況調査の円滑な遂行のため	15		
6		☐	16		
7		☐	17		
8		☐	18		
9		☐	19		
10		☐	20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	被災者生活再建支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課、危機管理室防災課、保健福祉部管理課、総務部市政相談課、教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	災害対策基本法第90条の2及び3
利用目的(全体)	災害(大規模・小規模)により被災した方に対する、り災証明書交付及び各種生活再建支援を的確に実施するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉 根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ⑥【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第3号 【利用目的以外の目的のための外部提供】 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 火災に係る被害状況の調査のため	
☑	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	震災時における火災調査等に関する事項として当該情報提供について定め、利用目的等を記載した協定書を取り交す。 情報提供先団体は被災者等の個人情報を業務上取り扱う官公署であり、高度に個人情報保護の措置がなされていると考えられるため、区による実地調査等を行う想定はない。
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、記載の削除は行わないが、提供の際は個人情報に係るファイルにはパスワードを設定し、第三者が開けない状態とした上で引き渡す。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務			
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和7年4月1日	
○	外部委託	新規	令和7年4月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	都内においては、首都直下地震等の発生が危惧されており、大規模地震に対する備えは喫緊の課題である。 これを踏まえ、各家庭における災害時の自助の備えや防犯対策を支援するとともに、区民の防災・防犯意識の向上を図るため、防災・防犯用品カタログギフト等配付事業を実施し、区内全体の災害対応力及び防犯力の強化に取り組むこととする。 なお、防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため、宛名情報等を収集し、当該カタログギフトの作成及び配送等については民間事業者へ委託し実施することとする。 【個人情報の保有等】 防災・防犯用品カタログギフト等配付業務に係る「氏名」等7項目を新規に保有する。 【外部委託】 防災・防犯カタログギフトの作成・配送、防災用品の手配・配送、コールセンターの設置・対応、相談窓口の設置・対応を新規に外部委託する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報登録票

		部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課		整理番号		
業務の名称		防災・防犯用品カタログギフト等配付			登録年月日	令和7年4月1日	
		に関する業務					
個人情報の収集目的		防災・防犯用品カタログギフト等を区内全世帯へ配付するため、宛名情報等を収集・管理する。					
対象となる個人の範囲		区民					
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外						
	本人以外収集の根拠	区民の災害時の備え及び防犯対策を支援するため					
	目的外利用	部課名		業務の名称			
記録形態		文書		電算	☐ その他 磁気媒体		
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報		財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報	
	氏名 住所 電話番号 メールアドレス				申込状況 配送情報 問い合わせ内容		
備考							

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため

対象となる個人の範囲 (第1号)	区民
---------------------	----

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☒ 防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため。	☐	☒ 防災・防犯用品カタログギフトに記載する。	☒ 区民の災害時の備え及び防犯対策を支援するため。
2	住所	☒ 防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため。	☐	☒ 防災・防犯用品カタログギフトに記載する。	☒ 区民の災害時の備え及び防犯対策を支援するため。
3	電話番号	☒ 防災・防犯用品の問い合わせに対応するため。	☐	☒ 防災・防犯用品カタログギフトに記載する。	☐
4	メールアドレス	☒ 防災・防犯用品の問い合わせに対応するため。	☐	☒ 防災・防犯用品カタログギフトに記載する。	☐
5	申込状況	☒ 防災・防犯用品の問い合わせに対応するため。	☐	☐	☒ 委託事業者の処理により発生するため。
6	配送情報	☒ 防災・防犯用品の問い合わせに対応するため。	☐	☐	☒ 委託事業者の処理により発生するため。
7	問い合わせ内容	☒ 防災・防犯用品の問い合わせに対応するため。	☐	☒ 防災・防犯用品カタログギフトに記載する。	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部委託記録票

		部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課		整理番号		
業務の名称		防災・防犯用品カタログギフト等配付			記録年月日	令和7年4月1日	
					に関する業務		
報告年月日		令和7年3月3日		報告第81号	確認年月日		
委託先		民間事業者			業務委託期間	☐ 単年度 ☐ 継続	
委託 の 内 容	・防災・防犯用品カタログギフトの作成、配送 ・防災・防犯用品の手配、配送 ・コールセンターの設置、対応 ・相談窓口の設置、対応			委託 の 条 件	☐	個人情報の適切な管理	
					☐	秘密の保持	
					☐	再委託の禁止	
					☐	目的外使用の禁止	
					☐	第三者への提供の禁止	
					☐	複写及び複製の禁止	
					☐	提供資料の返還義務	
					☐	立入調査の実施	
					☐	事故発生時の報告義務	
☐	条例遵守						
委託に係る個人 情報の項目	1氏名 2住所 3電話番号 4メールアドレス 5申込状況 6配送情報 7問い合わせ内容						
委託先との授受の方法		閲覧 文書 ☐ 磁気媒体 その他()					

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	防災・防犯用品カタログギフトの作成、配送
	イ	防災・防犯用品の手配、配送
	ウ	コールセンターの設置、対応
	エ	相談窓口の設置、対応
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
2	住所	☐	☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
3	電話番号		☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
4	メールアドレス		☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
5	申込状況		☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
6	配送情報	☐	☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
7	問い合わせ内容		☐	☐	☐	☒	防災・防犯用品カタログギフト等配送及び問い合わせ対応のため。
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務
主管部課名	危機管理室防災課、危機管理対策課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	防災・防犯用品カタログギフト等を配付するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号ン〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		収入・支出に関する業務		
主管部課名		各課共通(会計管理室会計課)		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年6月1日	
案件の概要	現在、区からの公金の支払いは、個人を含む債権者等の口座振替に必要な情報を指定金融機関へ「口座振替伝送システム」で伝送することにより、日々の処理を行っている。 指定金融機関においては、当該伝送情報のうち振込先の口座情報と一致しなかった情報は、その件数分の「口座振替不能通知書兼再送・戻入依頼書」を紙媒体で作成して区へ送付し、区からの回答に基づいた処理を行っている。 このたび、指定金融機関から、この紙媒体方式を早ければ令和7年6月から電子データの伝送に替えるとの連絡があり、対応することとなった。 当該電子データの伝送は、指定金融機関が契約する民間のファイル送受信サービスで行われることとなり、各区はゲストユーザーとして同サービスへ外部結合を行い、暗号化された電子データを取得する必要がある。 なお、同サービスの利用は指定金融機関による電子データの提供のみの一方通行であり、区が同サービスを使用して電子データを送付することは出来ない（取得のみ）。 【外部結合】 区のSWITCHネットワークからインターネット回線を通じて民間事業者のサーバーに外部結合を行い、口座振替不能となった電子データを取得するため、新たに外部結合記録票を登録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部結合記録票

部 課 名	各課共通	整 理 番 号	
業務の名称	収入・支出	記録年月日	令和7年6月1日
に関する業務			
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	債権者への支払いを行うために区が伝送した口座振替に係る情報のうち口座振替が出来なかった(不能となった)情報について、指定金融機関が区へ送付した「口座不能」情報を取得する。		
外部結合の方法	会計課設置の小型電子計算機(スイッチパソコン)とインターネット経由にて金融機関が契約するファイル送受信サービスのサーバーと接続する。		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1	1 氏名	
	2	2 口座 (金融機関名、種別、口座番号)	
	3	3 振込金額	
	4	4	
	5	5	
	6	6	
	7	7	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
15	15		
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	収入・支出に関する業務
主管部課名	各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	収入・支出事務を行うため等

システム名	口座振替伝送システム
外部結合を行う業務の内容	債権者への支払いを行うために区が伝送した口座振替に係る情報のうち口座振替が出来なかった(不能となった)情報について、指定金融機関が区へ送付した「口座不能」情報を取得する。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1		氏名	☒	口座振替が不能となった債権者を特定するため
2		口座(金融機関名、種別、口座番号)	☒	口座振替が不能となった債権者を特定するため
3		振込金額	☒	口座振替が不能となった債権者を特定するため
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	収入・支出に関する業務
主管部課名	各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	収入・支出事務を行うため等

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> 指定金融機関が契約する事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等	
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒
			根拠	
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
無	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	出産・子育て応援事業等に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年4月1日	子ども・子育て支援法
○	外部委託	新規	令和7年4月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和7年4月1日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年4月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	＜妊婦のための支援給付の実施＞ 区では、令和7年4月から、改正子ども・子育て支援法に基づき、妊婦支援給付金の支給を開始する。妊婦給付認定に当たっては、申請者が妊婦であること及びゆりかご面接を受けることが必要であるため、妊娠の届出に関する情報及びゆりかご面接を受けた者に関する情報を、母子保健システムから新たに目的外利用し、当該情報に基づき効率的な認定及び支給事務を行う。 また、妊婦支援給付金の支給を口座振込により行うため、新たに個人情報の記録の内容及び電算入力記録票の記録の項目に、「金融機関コード」等の必要な項目を追加する。 ＜バースデーサポート事業＞ 区ではこれまで、都が行う「とうきょうママパパ応援事業」を活用し、バースデーサポート事業として、紙のギフト券を送付していたが、郵送等の関係で、申請してから使用できるまでに時間を要していた。このため、紙のギフト券から電子ギフト券へ移行することで、申請後、即時使用できるよう変更する。 については、電子ギフト券の支給等業務を外部委託することとする。 【個人情報の保有等】 「口座情報」、「ユーザーID」を新たに記録する。 【外部委託】 電子ギフト券の支給等業務を外部委託する。 【目的外利用】 妊娠の届出に関する情報及びゆりかご面接に関する情報を、母子保健システムから新たに目的外利用する。 【電算入力】 出産・子育て応援事業等発送管理システムに「金融機関コード」等4項目を新たに記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報登録票

		部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課		整理番号		
業務の名称		出産・子育て応援事業等			登録年月日	令和3年4月15日	
					に関する業務		
個人情報の収集目的		・出産・子育て応援事業を実施するため ・バースデーサポート事業を実施するため ・妊婦のための支援給付を実施するため					
対象となる個人の範囲		妊婦及び出生した子を養育する者及びその世帯の構成員					
個人情報 の 収集 方法	☐ 本人 ☐ 本人以外						
	本人以外収集の根拠	他自治体に居住歴のある対象者については、当該自治体へ給付・支給の有無を照会する必要があるため。					
	目的外利用	部課名		業務の名称			
		子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課		妊産婦保健指導			
記録形態		☐ 文書 ☐ 電算 その他					
個人情報 の 記録 の 内容	住民記録等の情報		財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報	
	氏名 住所 生年月日 続柄 住所等異動状況 電話番号 出生・死亡の状況 妊娠届出日 妊娠届出日時点の住所 妊娠判定の診断を受けた施設 出生日時点の住所 ユーザーID				申請の状況 配布の状況 アンケート回答内容 口座情報		
備考							

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	・杉並区出産・子育て応援事業実施要綱 ・杉並区バースデーサポート事業実施要綱 ・子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・出産・子育て応援事業の実施 ・バースデーサポート事業の実施 ・妊婦のための支援給付の実施

対象となる個人の範囲 (第1号)	妊婦及び出生した子を養育する者及びその世帯の構成員
---------------------	---------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	口座	☒ 妊婦のための支援給付を行うため	☐	☒ 申請書に利用目的を明示	☐
2	ユーザーID	☒ 電子ギフト券を支給するサイトへのログインに使用するため	☐	☒ 申請書に利用目的を明示	☐
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部委託記録票

		部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課		整理番号	
業務の名称		出産・子育て応援事業等		記録年月日	令和7年4月1日	
				に関する業務		
報告年月日		令和7年3月3日		報告第83号	確認年月日	
委託先		民間事業者		業務委託期間	単年度 ☐ 継続	
委託の内容	電子ギフト券の支給等業務		委託の条件	☐	個人情報の適切な管理	
				☐	秘密の保持	
				☐	再委託の禁止	
				☐	目的外使用の禁止	
				☐	第三者への提供の禁止	
				☐	複写及び複製の禁止	
				☐	提供資料の返還義務	
				☐	立入調査の実施	
				☐	事故発生時の報告義務	
				☐	条例遵守	
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2住所 3ユーザーID 4出生順位 5配布の状況					
委託先との授受の方法	閲覧 文書 ☐ 磁気媒体 その他 ()					

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	バースデーサポート事業の実施

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	電子ギフト券の支給等業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐				☒	対象者の確認を行うため
2	住所	☐				☒	対象者の確認を行うため
3	ユーザーID	☐				☒	電子ギフト券を支給するサイトへのログインに使用するため
4	出生順位	☐				☒	出生順位により、電子ギフト券の金額が異なるため
5	配布の状況	☐				☒	電子ギフト券の配布の実施状況を管理するため
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	バースデーサポート事業の実施

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	契約締結後、責任者及び従事者の氏名等を明記した業務従事者一覧を速やかに提出することとしている。また、個人情報に係る特記仕様書に個人情報の管理の状況に関する検査に関する事項を記載している。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	必要により実地検査等を実施する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は発生しない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、暗号化設定を施すことができる磁気媒体を用いた上で、複数人の職員が直接委託先に持ち込みを行うこととする。

目的外利用記録票

	部課名	子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課	整理番号	
被目的外利用業務の名称		妊産婦保健指導	記録年月日	令和7年4月1日
目的外利用をした	部課名	子ども家庭部地域子育て支援課		
	業務の名称	出産・子育て応援事業等 に関する業務		
	理由	妊婦のための支援給付の対象者を確認するため		
目的外利用の根拠	○ 本人同意 本人同意以外			
	本人同意以外の根拠			
目的外利用の方法		閲覧	文書	○ 電算 その他（ ）
目的外利用した個人情報の項目	1	個人コード宛名番号 【部会の意見を受けて修正】	16	
	2	生年月日	17	
	3	電話番号	18	
	4	面接日	19	
	5	面接場所	20	
	6	届出日	21	
	7	事業終結の有無(転出・流産等)	22	
	8		23	
	9		24	
	10		25	
	11		26	
	12		27	
	13		28	
	14		29	
	15		30	
備考				

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	・杉並区出産・子育て応援事業実施要綱 ・杉並区バースデーサポート事業実施要綱 ・子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・出産・子育て応援事業の実施 ・バースデーサポート事業の実施 ・妊婦のための支援給付の実施

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	妊産婦保健指導		
	部課名	子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課		
	目的外利用を行う理由	妊婦のための支援給付の対象者を確認するため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	個人コード 宛名番号【部会の意見を受けて修正】	☑ 対象者の確認を行うため	11		☐
2	生年月日	☑ 対象者の確認を行うため	12		☐
3	電話番号	☑ 対象者と連絡を取るため	13		☐
4	面接日	☑ 対象者及び関係機関とのやり取りを円滑に行うため	14		☐
5	面接場所	☑ 対象者及び関係機関とのやり取りを円滑に行うため	15		☐
6	届出日	☑ 対象者及び関係機関とのやり取りを円滑に行うため	16		☐
7	事業終結の有無(転出・流産等)	☑ 給付要件を確認するため	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	・杉並区出産・子育て応援事業実施要綱 ・杉並区バースデーサポート事業実施要綱 ・子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・出産・子育て応援事業の実施 ・バースデーサポート事業の実施 ・妊婦のための支援給付の実施

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

確認事項	具体的内容・具体的対応等
☒ ① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ④【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号 根拠 【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 妊婦のための支援給付の対象者を確認するため
無 ② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無 ③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無 ④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無 ⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

確認事項	具体的内容・具体的対応等
無 ⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無 ⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無 ⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	子ども家庭部地域子育て支援課	整理番号	第 3 9 4 号
業務システム名				記録年月日	令和3年5月25日
		出産・子育て応援事業等発送管理システム			
記 録 の 経 過	審議会報告年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	令和3年5月24日	17	令和3年5月25日	1～18	
	令和5年6月21日	007	令和5年6月22日	19～24	
	令和7年3月3日	83	令和7年4月1日	25～28記録	
記 録 の 項 目	1	管理番号		16	通称漢字
	2	宛名番号		17	通称カナ
	3	世帯番号		18	対応経過
	4	子の氏名		19	対象者抽出日
	5	子のカナ氏名		20	申請発送日
	6	生年月日		21	申請日
	7	続柄		22	ギフト等発送日
	8	世帯主の氏名		23	アンケート提出日
	9	世帯主のカナ氏名		24	アンケート記入者
	10	郵便番号		25	<u>金融機関コード</u>
	11	住所		26	<u>口座番号</u>
	12	住所コード		27	<u>口座名義人</u>
	13	住民となった日		28	<u>他区市の給付・支給状況</u>
	14	異動日		29	
	15	異動事由		30	
備考					

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	・杉並区出産・子育て応援事業実施要綱 ・杉並区バースデーサポート事業実施要綱 ・子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・出産・子育て応援事業の実施 ・バースデーサポート事業の実施 ・妊婦のための支援給付の実施

システム名	出産・子育て応援事業等発送管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	出産・子育て応援事業、バースデーサポート事業及び妊婦のための支援給付の対象者の管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	金融機関コード	☒	正確で効率的な事務処理を実施するため	11		☐	
2	口座番号	☒	正確で効率的な事務処理を実施するため	12		☐	
3	口座名義人	☒	正確で効率的な事務処理を実施するため	13		☐	
4	他区市の給付・支給状況	☒	正確で効率的な事務処理を実施するため	14		☐	
5		☐		15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	出産・子育て応援事業等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課、杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	・杉並区出産・子育て応援事業実施要綱 ・杉並区バースデーサポート事業実施要綱 ・子ども・子育て支援法
利用目的(全体)	・出産・子育て応援事業の実施 ・バースデーサポート事業の実施 ・妊婦のための支援給付の実施

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	年5000	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	15	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度任用職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	月400	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	住民情報系端末	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	ファイルサーバのバックアップに準じる。					
								☒	データの暗号化	ファイルサーバの暗号化処理に準じる。					
								☒	ログの取得管理	ファイルサーバのログ取得管理に準じる。					
								☒	パスワード認証	住民情報系端末ログイン時にパスワード認証を行う。					
								無	ICカード認証						
								☒	生体認証	住民情報系端末ログイン時にパスワード認証を行う。					
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	住民情報系端末にはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	住民情報系端末にはウイルス対策ソフトを導入している。					
								無	無停電電源装置(UPS)の導入						
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						システムのアクセス権限は出産・子育て応援事業の担当者に限定している。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						業務手順書に、上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限している。							

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	杉並子育て応援券に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和7年4月1日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では、杉並子育て応援券事業として、区の助産師・保健師等によるゆりかご面接を受けた妊婦に1万円分の「ゆりかご券」を交付している。「ゆりかご券」は、各保健センターでゆりかご面接を行った後、妊婦に申請書を記載していただき、区が住民基本台帳から対象者の情報を照合した上で、交付している。 この度、妊婦による申請書の記載及び区による住民基本台帳の照合等の負担を軽減するため、母子保健システムに入力されているゆりかご面接に関する情報から、「ゆりかご券」を交付する対象者を把握し、申請書を提出せずとも「ゆりかご券」を交付できるよう運用を変更する。 については、ゆりかご面接に関する情報を、母子保健システムから新たに目的外利用する。 【目的外利用】 ゆりかご面接に関する情報を、母子保健システムから新たに目的外利用する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

目的外利用記録票

		部課名	子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課	整理番号	
被目的外利用業務の名称		妊産婦保健指導		記録年月日	令和7年4月1日
目的外利用をした	部課名	子ども家庭部地域子育て支援課			
	業務の名称	杉並子育て応援券			
	理由	ゆりかご面接に関する情報から、「ゆりかご券」を交付する対象者を把握し、交付するため			
目的外利用の根拠	☐ 本人同意 ☐ 本人同意以外				
	本人同意以外の根拠				
目的外利用の方法		☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電算 ☐ その他（ ）			
目的外利用した個人情報項目	1 宛名番号	16			
	2 生年月日	17			
	3 電話番号	18			
	4 面接日	19			
	5 面接場所	20			
	6	21			
	7	22			
	8	23			
	9	24			
	10	25			
	11	26			
	12	27			
	13	28			
	14	29			
	15	30			
備考					

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	杉並子育て応援券に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	「ゆりかご券」の交付

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	妊産婦保健指導		
	部課名	子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課		
	目的外利用を行う理由	ゆりかご面接に関する情報から、「ゆりかご券」を交付する対象者を把握し、交付するため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	宛名番号	☑ 「ゆりかご券」の交付に当たり、対象者の確認を行うため	11		☐
2	生年月日	☑ 「ゆりかご券」の交付に当たり、対象者の確認を行うため	12		☐
3	電話番号	☑ 対象者と連絡を取るため	13		☐
4	面接日	☑ 対象者及び関係機関とのやり取りを円滑に行うため	14		☐
5	面接場所	☑ 対象者及び関係機関とのやり取りを円滑に行うため	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	杉並子育て応援券に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	「ゆりかご券」の交付

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑		根拠をプルダウンから選択⇒	③【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号
☑	①	根拠	【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ゆりかご面接の際、「ゆりかご券」を交付する旨の説明を行うため。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		保育に関する業務、保育所補助等に関する業務		
主管部課名		子ども家庭部保育課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年4月1日	
案件の概要	＜保育に関する業務＞ 区では、保育施設の利用を希望する児童の保護者から、保育の利用の申込みがあった場合、児童福祉法第24条第3項に基づき利用調整を行い、その結果、利用を決定した児童の情報を私立認可保育所等に郵送で送付し、情報共有を図っている。 令和6年10月より上昇した郵送費の負担増加及び私立認可保育所等への情報伝達の速度に課題があり、区においても、郵送作業における印刷、封入封緘、複数の方法での点検作業など事務負担が生じている。 については、事務効率化を図るため、クラウドサービス上で情報共有を行う。 【外部結合】 民間事業者のデータセンターに設置されたサーバとLGWAN回線により外部結合を行い、「氏名」等17項目を提供する。 ＜保育所補助等に関する業務＞ 区では、私立認可保育所等に対して、「杉並区保育扶助要綱」等に基づき、施設型給付費及び補助金等（以下「施設型給付費等」という。）の交付を行っている。施設型給付費等の算定に当たっては、インターネットメールでのやり取りを行っており、送受信するデータ容量の上限から複数回のやりとりが必要となり相当の時間を要している。 また、認証保育所等の利用者に対しても、「杉並区認証保育所等保育料負担軽減事業実施要綱」等に基づき、保育料の補助（以下「保育料補助金」という。）を実施している。保育料補助金の算定に当たっては、区と認証保育所等の間で、郵送での書類のやり取りを行っており、郵送作業に相当の時間を要している。 については、事務効率化を図るため、クラウドサービス上で情報共有を行う。 【外部結合】 民間事業者のデータセンターに設置されたサーバとLGWAN回線により外部結合を行い、「氏名」等36項目を提供・収集する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部保育課	整 理 番 号	
業務の名称	保育	記録年月日	令和7年4月1日
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	私立認可保育所等への迅速な情報伝達、郵送コストの削減及び事務効率化を図るため、LGWAN－ASPIによりクラウドサービスと外部結合することで、私立認可保育所等とクラウドサーバー上で情報共有を行う。		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1	
	2 生年月日	2	
	3 性別	3	
	4 入退園年月日・理由	4	
	5 認定結果	5	
	6 幼稚園名・子供園名・保育園名	6	
	7 電話番号	7	
	8 職業・勤務先	8	
	9 就労・就学状況	9	
	10 住所	10	
	11 生育歴	11	
	12 妊娠・出産状況	12	
	13 身体・精神・知的障害状況	13	
	14 健康状態	14	
	15 傷病名・傷病歴	15	
備 考			

外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部保育課	整 理 番 号	
業務の名称	保育	記録年月日	令和7年4月1日
	に関する業務		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	16 検診・検査の結果	16	
	17 食物アレルギーの有無	17	
	18	18	
	19	19	
	20	20	
	21	21	
	22	22	
	23	23	
	24	24	
	25	25	
	26	26	
	27	27	
	28	28	
	29	29	
	30	30	
	31	31	
	32	32	
	33	33	
	34	34	
35	35		
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立認可保育所等に対し効率的な情報伝達を実施するため。

システム名	保育等業務システム
外部結合を行う業務の内容	児童福祉法第24条第3項に基づく利用調整の結果、私立認可保育所等に入所決定した児童等の情報を各施設宛てに通知する。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
2	生年月日		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
3	性別		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
4	入退園年月日・理由		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
5	認定結果		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
6	幼稚園名・子供園名・ 保育園名		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
7	電話番号		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
8	職業・勤務先		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
9	就労・就学状況		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
10	住所		☒ 私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	生育歴		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
12	妊娠・出産状況		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
13	身体・精神・知的障害 状況		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
14	健康状態		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
15	傷病名・傷病歴		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
16	検診・検査の結果		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
17	食物アレルギーの有無		☒	私立認可保育所等宛てに効率的かつ迅速に情報伝達を実施するため。
18			☐	
19			☐	
20			☐	
21			☐	
22			☐	
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	保育に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立認可保育所等に対し効率的な情報伝達を実施するため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス提供事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 根拠 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 各施設への迅速な情報伝達、郵送コストの削減及び事務効率化を図るため、LGWAN-ASPによりクラウドサービスと外部結合することで、各私立保育施設とクラウドサーバー上で情報共有を行う。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であつて、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部保育課	整 理 番 号	
業務の名称	保育所補助等	記録年月日	令和7年4月1日
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	申請への迅速な対応や事務処理の効率化及び申請情報の区及び申請者間での円滑な共有を実現するためには、クラウドサービス上での情報一元管理が必要であるため。		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1 氏名	
	2 住所	2 住所	
	3 性別	3 性別	
	4 生年月日	4 生年月日	
	5 続柄	5 続柄	
	6 電話番号	6 電話番号	
	7 本籍・国籍	7 本籍・国籍	
	8 メールアドレス	8 メールアドレス	
	9 収入・資産等状況	9 収入・資産等状況	
	10 税額等の状況	10 税額等の状況	
	11 障害の状況	11 障害の状況	
	12 健康状態	12 健康状態	
	13 傷病等の状況	13 傷病等の状況	
	14 治療等の状況	14 治療等の状況	
	15 診断結果の状況	15 診断結果の状況	
備考			

外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部保育課	整 理 番 号	
業務の名称	保育所補助等	記録年月日	令和7年4月1日
	に関する業務		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	16 出産日	16 出産日	
	17 入院等の状況	17 入院等の状況	
	18 希望する配慮	18 希望する配慮	
	19 住居の状況	19 住居の状況	
	20 家族構成	20 家族構成	
	21 扶養関係	21 扶養関係	
	22 保育料・利用料納付状況	22 保育料・利用料納付状況	
	23 保険加入の有無	23 保険加入の有無	
	24 入所・利用状況	24 入所・利用状況	
	25 退所理由・年月日	25 退所理由・年月日	
	26 生活保護受給状況	26 生活保護受給状況	
	27 口座	27 口座	
	28 資格	28 資格	
	29 職業・勤務先・役職	29 職業・勤務先・役職	
	30 事業開始年月日	30 事業開始年月日	
	31 営業時間	31 営業時間	
	32 雇用形態	32 雇用形態	
	33 職歴・学歴	33 職歴・学歴	
	34 施設名	34 施設名	
35 採用年月日	35 採用年月日		
備 考			

外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部保育課	整 理 番 号	
業務の名称	保育所補助等	記録年月日	令和7年4月1日
	に関する業務		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	36 勤務日数	36 勤務日数	
	37	37	
	38	38	
	39	39	
	40	40	
	41	41	
	42	42	
	43	43	
	44	44	
	45	45	
	46	46	
	47	47	
	48	48	
	49	49	
	50	50	
	51	51	
	52	52	
	53	53	
	54	54	
55	55		
備考			

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	保育所補助等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立認可保育所等及び認証保育所等に対し効率的な情報伝達を実施するため。

システム名	保育等業務システム
外部結合を行う業務の内容	私立認可保育所等からの施設型給付費及び補助金等の申請や当該申請に対する返戻等のやりとり。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際、認証保育所等の保育料補助の支給にあたり利用児童の施設利用状況を確認する際に当該項目の情報取得が必要なため
2	住所	住所	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
3	性別	性別	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
4	生年月日	生年月日	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際、認証保育所等の保育料補助の支給にあたり利用児童の施設利用状況を確認する際に当該項目の情報取得が必要なため
5	続柄	続柄	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
6	電話番号	電話番号	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
7	本籍・国籍	本籍・国籍	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
8	メールアドレス	メールアドレス	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
9	収入・資産等状況	収入・資産等状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
10	税額等の状況	税額等の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	障害の状況	障害の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
12	健康状態	健康状態	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
13	傷病等の状況	傷病等の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
14	治療等の状況	治療等の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
15	診断結果の状況	診断結果の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
16	出産日	出産日	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
17	入院等の状況	入院等の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
18	希望する配慮	希望する配慮	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
19	住居の状況	住居の状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
20	家族構成	家族構成	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
21	扶養関係	扶養関係	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
22	保育料・利用料納付状況	保育料・利用料納付状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際、認証保育所等の保育料補助の支給にあたり利用児童の施設利用状況を確認する際に当該項目の情報取得が必要なため
23	保険加入の有無	保険加入の有無	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
24	入所・利用状況	入所・利用状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際、認証保育所等の保育料補助の支給にあたり利用児童の施設利用状況を確認する際に当該項目の情報取得が必要なため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
25	退所理由・年月日	退所理由・年月日	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
26	生活保護受給状況	生活保護受給状況	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
27	口座	口座	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
28	資格	資格	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
29	職業・勤務先・役職	職業・勤務先・役職	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
30	事業開始年月日	事業開始年月日	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
31	営業時間	営業時間	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
32	雇用形態	雇用形態	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
33	職歴・学歴	職歴・学歴	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
34	施設名	施設名	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
35	採用年月日	採用年月日	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
36	勤務日数	勤務日数	☒	施設型給付費及び補助金等の申請受理をする際に当該項目の情報取得が必要なため
37			☐	
38			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	保育所補助等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部保育課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	私立認可保育所等及び認証保育所等に対し効率的な情報伝達を実施するため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス提供事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 業務効率化を目的として、私立保育園等へ交付している施設型給付費等の算定に係る、区と私立保育園等やり取りについて、クラウドサービスへ外部結合し、LGWAN-ASP内でのやり取りに変更する。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	障害児就学奨励に関する業務			
主管部課名	教育委員会事務局学務課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年4月1日	杉並区就学奨励費支給要綱
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では国公立小・中学校における特別支援学級に在籍する児童・生徒、及び学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当し、通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、就学に伴い必要な費用（学用品、通学費、入学準備金費等）を就学奨励費として支給している。 就学奨励費の認定は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条」に基づく、文部科学省通知（以下「通知」という。）により、算定した世帯の収入額及び需要額を基に決定している。 このたび、令和6年5月28日付けの通知により、算定に必要な所得控除等の項目が追加となったため、これに伴い電算入力記録票の項目を整理する。 なお、令和6年度については従前の通知による算定が可能であったことから、追加項目を使用せずに算定を行っている。 【電算入力】 ○ 収入額算定の際の所得控除項目に「雑損控除」、「小規模企業共済等掛金控除」が追加されたことに伴い、「社会保険料控除額」、「生命保険料控除額」、「地震保険料控除額」、「ひとり親控除」及び「所得金額調整控除」の項目を削除し、総括して「所得控除額」として項目を追加する。 ○ 「総所得額」、「給与所得」、「公的年金等所得」の項目を削除し、算定に必要な所得については総括して「所得金額」として項目を追加する。 ○ 需要額測定の際の生活扶助基準項目に「母子加算額」が追加されたことに伴い、「障害者加算区分」、「生活基準額」を削除し、総括して「生活保護基準額」として項目を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	()			
備考				

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	教育委員会事務局学務課		整理番号	第233号
業務システム名				記録年月日	平成18年11月 1日	
		就学児童・生徒情報等管理システム				
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日		記録・消去した項目番号	
	平成18年10月27日	22	平成18年11月1日		1～84	
	平成30年11月2日	15	平成31年1月1日		85～87	
	令和3年2月26日	113	令和3年4月1日		88～91	
	令和7年3月3日	86	令和7年4月1日		62～64消去 85～91消去 92～94記録	
記 録 の 項 目	1	世帯コード			16	本籍
	2	世帯主名			17	国籍
	3	個人コード			18	住民登録区分
	4	氏名			19	住民登録確認年月日
	5	性別			20	電話番号
	6	続柄			21	異動届出年月日
	7	生年月日			22	異動事由・年月日
	8	住所・方書			23	学齢簿データ区分
	9	郵便番号			24	学年
	10	住所を定めた年月日			25	クラス
	11	住民となった年月日			26	クラス編成年度
	12	住民でなくなった年月日			27	仮転出区分
	13	通称			28	就学許可区分
	14	保護者名			29	留年区分
	15	筆頭者氏名			30	留学年数
備考	平成27年11月6日番号法の施行に伴い項目名の変更					

記	31	指定校	66	認定状況・年月日
	32	学区域	67	総括番号
	33	認定就学区分	68	その他処理区分・理由・年月日
	34	就学予定校・番号	69	支給開始・終了年月日
	35	就学予定猶予・免除区分	70	支給費目コード・金額
	36	就学校	71	医療機関コード
	37	入学年月日	72	学校病
	38	転入・転退学年月日	73	追加給付額
	39	卒業校・年月日	74	戻入金額
	40	就学状況区分	75	支払年月日
録	41	就学事由	76	児童扶養手当区分
	42	未受診者	77	生活保護受給者番号
	43	就学開始・終了年月日	78	生活保護支給開始・終了年月日
	44	就学督促年月日	79	申告区分
	45	原級留置年月日	80	収入基準額
	46	不就学区分	81	住民税区分
	47	不就学開始・終了年月日	82	賦課年度
	48	自立支援施設入所区分	83	総収入額
	49	自立支援施設入・退所年月日	84	進捗状況
	50	学齢簿有効開始・終了年月日	85	社会保険料控除額
の	51	前籍校名	86	生命保険料控除額
	52	申請区分・年月日	87	地震保険料控除額
	53	申請事由	88	給与所得
	54	学齢簿異動事由・年月日	89	公的年金等所得
	55	受給者区分	90	ひとり親控除
	56	支給対象年度・時期	91	所得金額調整控除
	57	通級区分	92	所得控除額
	58	振込先区分	93	所得金額
	59	金融機関・支店コード	94	生活保護基準額
	60	預金種別	95	
項	61	口座番号・名義人	96	
	62	総所得額	97	
	63	障害者加算区分	98	
	64	生活基準額	99	
	65	認定基準値	100	
目				

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	障害児就学奨励に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学務課
業務の根拠法令等	杉並区就学奨励費支給要綱
利用目的(全体)	就学奨励費の算定を行うため

システム名	就学児童・生徒情報等管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	就学奨励費申請者の認定審査及び支給等事務を行う

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	所得控除額	☒ 就学奨励費の算定を行うため	11		☐
2	所得金額	☒ 就学奨励費の算定を行うため	12		☐
3	生活保護基準額	☒ 就学奨励費の算定を行うため	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	障害児就学奨励に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局学務課
業務の根拠法令等	杉並区就学奨励費支給要綱
利用目的(全体)	就学奨励費の算定を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	335	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	4	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度任用職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	200	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次のバックアップを行う					
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	Sドライブのアクセスログを定期的に確認している。					
								☒	パスワード認証	住民情報系端末のログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						システムはSドライブを使用しているため、アクセスできる者が制限されている。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						課の情報セキュリティ手順書で許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限している。							